

倉吉市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月21日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市条例第46号

倉吉市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

倉吉市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（平成8年倉吉市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表（第9条関係）				別表（第9条関係）			
	区分	多目的ホール等の利用料金（1時間当たり）	冷暖房の利用料金（1時間当たり）		区分	多目的ホール等の利用料金（1時間当たり）	冷暖房の利用料金（1時間当たり）
営利を目的としない利用	略	略	略	営利を目的としない利用	略	略	略
営利を目的とする利用	生活研修室	<u>165円</u>	略	営利を目的とする利用	生活研修室	<u>110円</u>	略
略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。